

件 名	亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 下水道室
-----	---------------------------	----------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

昼生地区の農業集落排水処理施設が供用を開始することに伴い、当該処理施設の設置及び新規加入金について定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 昼生地区の農業集落排水処理施設の設置について、その名称、位置及び処理すべき区域を定めます。 <別表第1関係>

(2) 当該処理施設の処理区域に属する区域の新規加入金は、1戸当たり430,000円とします。 <別表第3関係>

3 その他

施行日は、平成27年3月31日とします。

(参考)

昼生地区処理場の概要

- ・ 処理施設計画人口 1,510人
- ・ 受益戸数 473戸
- ・ 他地区の新規加入金の額

区 域	新規加入金(1戸当たり)
田村地区浄化センターの処理区域に属する区域	430,000円
井尻地区処理場の処理区域に属する区域	730,000円
小川地区処理場の処理区域に属する区域	670,000円
白木地区処理場の処理区域に属する区域	530,000円
辺法寺地区処理場の処理区域に属する区域	520,000円
白木一色地区浄化センターの処理区域に属する区域	400,000円
沓掛地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
上加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	220,000円
下加太地区浄化センターの処理区域に属する区域	240,000円
両尾・安坂山地区処理場の処理区域に属する区域	380,000円
坂下地区浄化センターの処理区域に属する区域	330,000円
市瀬地区浄化センターの処理区域に属する区域	360,000円
南部地区処理場の処理区域に属する区域	350,000円

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 15 号

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年亀山市条例第 124
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

昼生地区処理場	亀山市下庄町 3 9 3 1 番地	下庄町、中庄町及び三 寺町の一部
---------	----------------------	---------------------

別表第 3 に次のように加える。

昼生地区処理場の処理区域に属する区域	4 3 0 , 0 0 0 円
--------------------	-----------------

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。